

まつど

発行／松戸市
編集／臨時福祉給付金対応推進本部事務局
〒271-8588 松戸市根本387-5
✉mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp
URL <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>
コールセンター ☎047-366-8192



平成27年度も
支給します

臨時福祉給付金



支給対象となる可能性のある人へ 申請書を9月1日(火)から順次郵送します

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、平成26年度に引き続き臨時福祉給付金を支給します。

カクニンジャ



支給対象者

住民税が非課税の人

課税者の被扶養者や生活保護受給者等は除きます

支給要件

平成27年1月1日（基準日）に松戸市に住民登録があり、

平成27年度分の住民税が課税されていない人

ただし、課税されている人の扶養親族等（※）や生活保護を受けている人は対象となりません。

※税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。



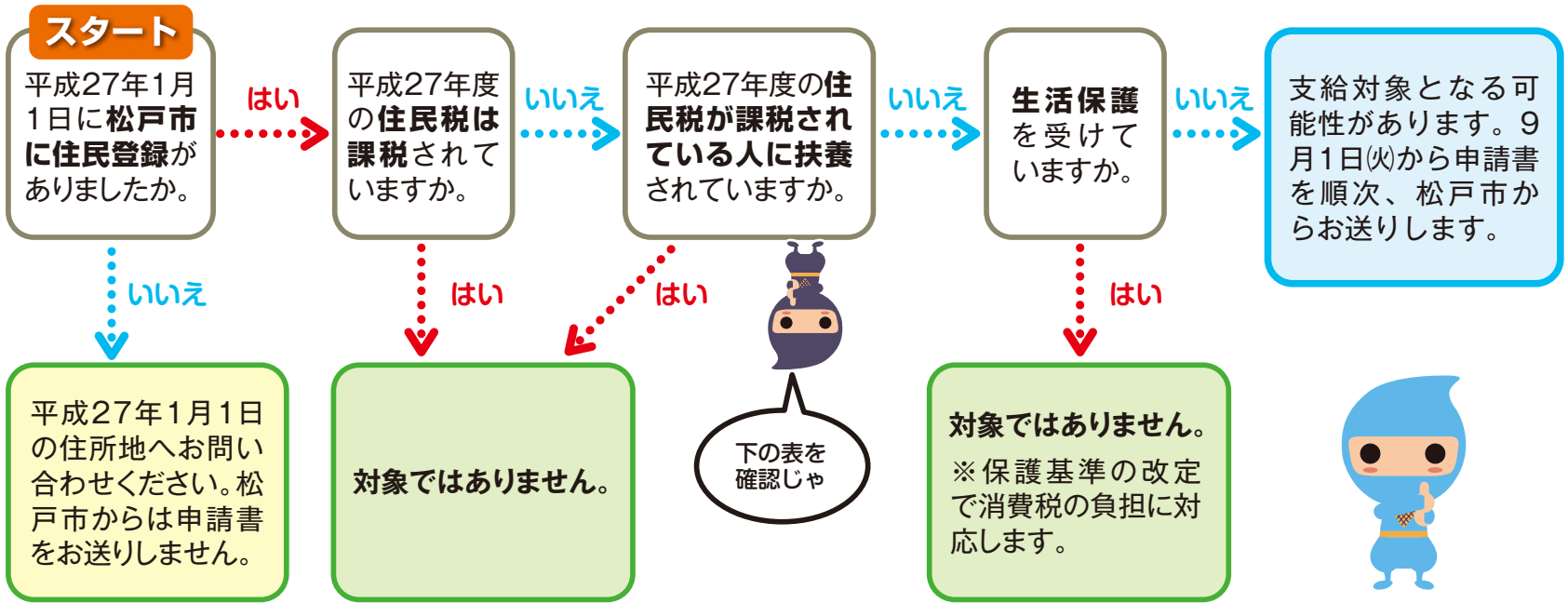
支給額

1人につき **6,000円**（1回限り）

- 申請書が届いた人でも、課税状況などにより臨時福祉給付金の支給対象とならない場合があります。
- 9月中旬以降になっても申請書が届かない人で、2面の「支給対象者診断チャート」により臨時福祉給付金の対象になると思われる場合は、コールセンターまでお問い合わせください。
- 子育て世帯臨時特例給付金（対象児童1人につき3,000円）の支給対象となる人も、上記の支給要件を満たせば臨時福祉給付金の支給対象になり、2つの給付金を受け取ることができます。ただし、それぞれ申請が必要です。

申請期限は平成 28 年 2 月 1 日(月) (消印有効) です

支給対象者診断チャート



※このチャートは一般的な場合を想定しています。

住民税が課税されない所得水準（年収）の目安（非課税限度額）

*松戸市(生活保護基準の1級地)における非課税限度額

例 4人家族で、夫が妻と子ども2人を扶養している場合は、扶養3人となります。

給与収入のみの場合		年金収入のみの場合(65歳未満)		年金収入のみの場合(65歳以上)	
単身	1,000,000円以下	単身	1,050,000円以下	単身	1,550,000円以下
扶養1人	1,560,000円以下	扶養1人	1,713,334円以下	扶養1人	2,110,000円以下
扶養2人	2,060,000円未満	扶養2人	2,180,001円以下	扶養2人	2,460,000円以下
扶養3人	2,560,000円未満	扶養3人	2,646,667円以下	扶養3人	2,810,000円以下

※障がい者・寡婦(夫)・未成年者の場合は、課税されない所得水準の目安が異なります。
 ※扶養の人数が増えるごとに、上記の所得水準の目安も増えます。
 ※住民税を未申告の人は、上記の年収の目安でご判断ください。上記の目安以上の収入がある場合は、臨時福祉給付金の支給対象外です。住民税の申告をお願いします。

ご注意ください

- 原則として、**申請期間外の申請**や平成27年1月1日時点で松戸市に**住民票がない人の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 一定の住居を持たない人でいずれの市区町村にも住民票がない人については、平成27年1月2日以降であっても松戸市で住民票の手続きを行えば申請できます。
- DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに松戸市にお住まいの人については、松戸市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

松戸市に住んでいる外国人のみなさんへ

2015年1月1日に松戸市に住民票がある人(短期滞在者を除く)で、所得の低い人に「臨時福祉給付金」を支給します。支給要件など詳しくは、コールセンター☎047-366-8192へお問い合わせください。

To All Foreign Residents of Matsudo City

For those who are registered as residents of Matsudo City as of January 1, 2015 (excluding temporary visitors), benefits are available to low-income earners for "Temporary Welfare Benefits". For details on requirements and such, please contact the call center at 047-366-8192.

致居住在松戸市的各位外籍人士:

2015年1月1日起,持有松戸市住民票(短期滞在者除外)者中,对低收入者发放“临时福祉给付金”。详情请拨打047-366-8192咨询。

마쓰도시에 거주하시는 외국인 주민 여러분께

2015년 1월 1일 현재 마쓰도시에 주민표가 등록되어 있는 분(단기 체류자는 제외)으로 소득이 낮은 분들을 대상으로 '임시복지 급부금' 과 육아세대를 대상으로 '육아세대 임시특례 급부금' 을 지급합니다. 수급요건 등에 관한 자세한 사항은 047-366-8192 로 문의하시기 바랍니다.

Q&A よくある質問

平成27年度の臨時福祉給付金について

- Q** 平成26年度の臨時福祉給付金は対象者1人につき1万円であるのに対し、平成27年度の臨時福祉給付金はなぜ6千円なのですか？
- A** 対象とする期間の違いによるものです。平成26年度は、平成26年4月から平成27年9月までの1年6か月として支給し、平成27年度は平成27年10月から平成28年9月までの1年分として支給するためです。詳細は厚生労働省の専用ダイヤル(☎0570-037-192)にお問い合わせください。
- Q** 平成27年度の臨時福祉給付金では、なぜ加算措置がないのですか？
- A** 平成26年度は、4月に消費税率を引き上げると同時に、年金給付額の特例水準解消に伴う措置によって、平成26年度分の年金支給額が前年度(平成25年度)よりも減少すること等を考慮して実施したのですが、平成27年度はこうした状況にないため、加算措置は実施されません。詳細は厚生労働省の専用ダイヤル(☎0570-037-192)にお問い合わせください。

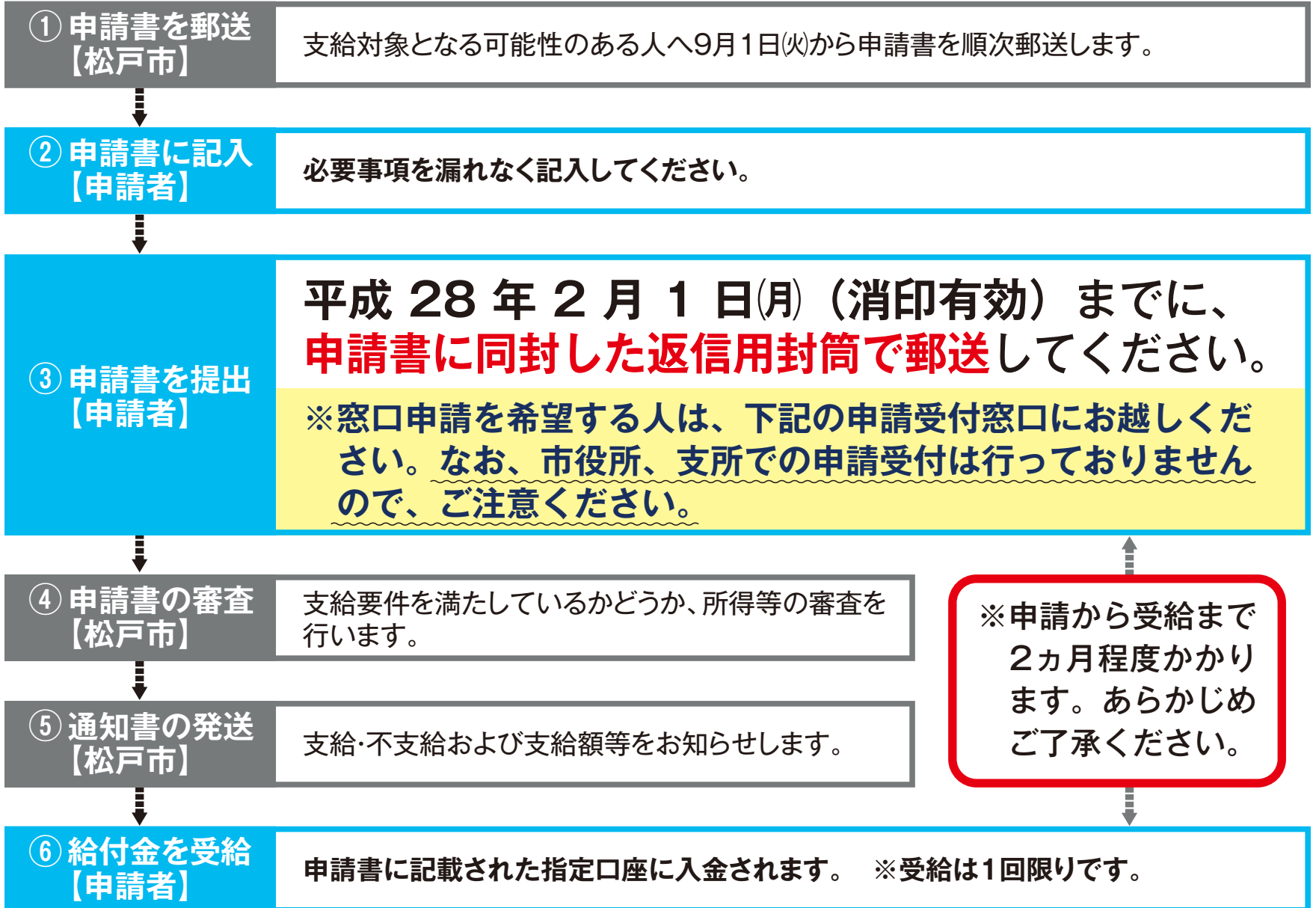
支給対象者について

- Q** 平成27年1月1日に松戸市に住民登録をしていれば全員もらえるのですか？
- A** 支給対象者(1面参照)のみに支給します。
- Q** 平成27年1月1日以降に生まれた人や亡くなった人は給付金の対象になりますか？
- A** 1月1日に生まれた人は対象になりますが、1月2日以降に生まれた人は対象になりません。また、1月1日から支給が決定されるまでの間に亡くなった人も対象になりません。
- Q** 平成27年1月1日に松戸市に転入しましたが、手続きは1月2日以降にしました。どの市区町村から支給されますか？
- A** 手続きが1月2日以降でも、転入日が1月1日以前であれば松戸市から支給します。
- Q** 平成27年1月2日以降に松戸市に転入しました。どうすればいいのですか？
- A** 1月1日に住民登録があった市区町村から支給されるので、転入前の市区町村にお問い合わせください。
- Q** 平成27年1月1日には松戸市に住民登録があったのですが、1月2日以降に国外へ転出しました。給付金の対象になりますか？
- A** 日本の国籍がある人は国外に転出した場合でも、要件を満たせば対象となりますので、ご連絡ください。
- Q** 外国人ですが、給付金の対象になりますか？
- A** 1月1日に住民基本台帳に登録されていて、給付金支給決定時に中長期在留者等であり、要件を満たしている人は対象となります。
- Q** なぜ生活保護受給者は対象外なのですか？
- A** 生活保護受給者は、保護基準の改定により、消費税率の引き上げによる負担増への対応を行っていることから、対象にはなりません。

申請・受給について

- Q** 申請書はどこでもらえますか？
- A** 支給対象となる可能性のある人には、9月1日(火)から申請書を順次自宅に郵送します。
- Q** 平成27年1月2日以降に離婚して別々に住み始めたのですが、申請書はどこに郵送されますか？
- A** 松戸市が申請書を作成する時点で住民票が分かれている場合は、それぞれの住所に分けて郵送します。
- Q** 市役所、支所で申請できますか？
- A** 市役所、支所での申請はできません。申請書に同封した返信用封筒で郵送するか、申請受付窓口(4面参照)へお越しください。
- Q** 対象者以外の方が申請・受給できますか？
- A** 同一世帯の人や法定代理人等が申請・受給できます。
- Q** 申請期限までに申請書を提出しなかった場合、給付金は受給できないのですか？
- A** 申請期限の平成28年2月1日(月)(消印有効)までに申請がない場合、辞退したとみなされます。早めに申請してください。
- Q** 昨年度(平成26年度)の臨時福祉給付金の申請をし忘れてしまいました。今年度分に昨年度分も合わせて申請できますか？
- A** 昨年度の臨時福祉給付金は既に申請受付期限(平成27年1月16日)を過ぎており、申請できません。
- Q** 昨年度(平成26年度)は臨時福祉給付金を受給したので、今年度は申請しなくても自動的に振り込まれますか？
- A** 今年度受給するためには、再度申請が必要です。
- Q** どのような方法で給付金を受け取るのですか？
- A** 原則として、申請書に記載された指定口座に入金されます。手数料の本人負担はありません。
- Q** どんな口座でもよいのですか？
- A** 申請・受給者名義の口座であれば国内の金融機関どこでも利用できます。海外口座は利用できません。
- Q** 個人ごとに振り込みをしてほしいのですが？
- A** 世帯単位で支給します。個人ごとに振り込むことはできません。
- Q** 振り込みまでどれくらい時間がかかりますか？
- A** 申請受付から2ヵ月程度かかります。11月上旬から順次振り込みます。支給(不支給)決定通知を郵送しますので、ご確認ください。確認書類の不足や記入漏れなどがあると、振り込みが遅れることがあります。
- Q** 税務調査等により、給付金の受給後に受給できないことが判明した場合はどうなりますか？
- A** 全額返金していただきます。申請書で返還する旨に同意していただきます。

手続きの流れ



問い合わせ先

申請方法に関するお問い合わせ

松戸市臨時福祉給付金コールセンター

☎ 047-366-8192

(平日8時30分~17時)

✉ mccallcenter@city.matsudo.chiba.jp

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)

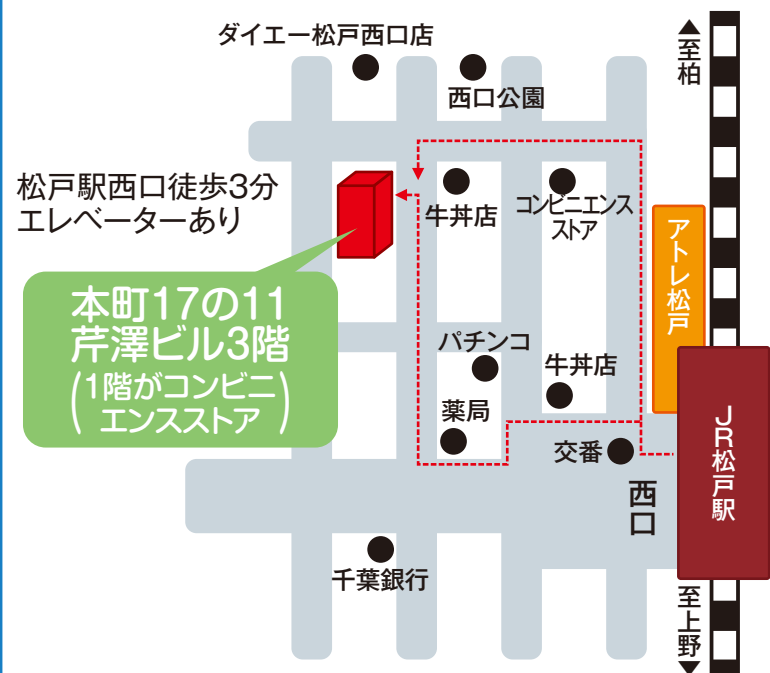
☎ 0570-037-192

(平日9時~18時)

申請受付窓口

せりざわ 芹澤ビル3階(松戸駅西口)

(平日8時30分~17時)



駐車場はありませんのでご注意ください。



臨時福祉給付金を装った

“振り込め詐欺” や “個人情報の詐取” にご注意ください。

- 市区町村や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や厚生労働省などが、臨時福祉給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。